



No. 2 (2013年3月)

★全大教の動向～単組代表者会議に出席して★

3月2日、連合会館において、全大教春期関東甲信越地区単組代表者会議が行われ、埼玉大からは高橋哲執行委員と薄井とが参加しました。以下簡単にご報告します。

現在、特例法に基づく給与削減を巡って、三つの訴訟が進行しています。全大教と各高専教職員組合が国立高等専門学校機構を相手に、高エネルギー加速器研究機構職員組合が高エネルギー加速器研究機構を相手に、福岡教育大学教職員組合が福岡教育大学を相手に取っての、不払い賃金請求訴訟です。会議では、新たに東京学芸大学や新潟大学でも訴訟の準備が進んでいることが報告されました。

とりわけ新潟大学では、「①給与引き下げの撤回」「②退職金引き下げの撤回」の二つについては新潟大学当局を相手に訴訟をするが、別に「③文部科学大臣の大学法人への〔給与引き下げ指示〕などの介入は、〔不当労働行為〕あるいは〔不法行為〕である」との訴えを、文部科学大臣を相手に起こすとのことでした。③については勝訴することが目的ではなく、給与削減の責任を押しつけようとする大学法人と文部科学大臣を同じテーブルに着かせ、逃げられないようにするのが狙い、とのことでした。

確かに「無い袖は振れない」というのが大学側の言い分ですが、「袖」を「無いものにした」のは文科省であり、さらにはその背後にいる財務省などです。こうした中央省庁の理不尽なやり方こそ糾弾されるべきであります。全大教を中心に全国の大学が結集して、文科省や内閣府などに働きかけたり、訴訟を起こしたりすることの必要性が、会議でも意見として出されました。

別件ですが、新潟大学では、事務職員の労働実態を知るために、二つの数値を大学側に出させたとのことでした。「定年以外の退職者の平均勤続年数」については、この数年で急速に短くなっていることが明らかになり、20代後半で退職するものが増えていることが分かりました。大学が、若者にとって「働きづらい」「魅力のない」職場になってきている可能性を指摘されていました。

二つ目の「正規事務職員に占める長期病休者数」については、国会公務員の2倍以上、教育公務員の5倍以上の率で、精神疾患を理由とする長期病休者が発生していることが明らかになりました。常勤職員に相当なプレッシャーがかけられていることを示すもので、職場環境の悪さを如実に示すものといえるでしょう。

新潟大学職員組合では、こうしたデータを元にして、大学側へ様々な改善を要求していく予定であるとのことでした。わが埼玉大学においても、同様の取り組みをする必要性と、その有効性を感じた会議でした。(U)

★非常勤職員の無期雇用は可能です！徳島大学のケース★

去る3月11日、組合では労働法改正に関する勉強会を行いました。50人を越える参加者があり、この問題への関心の高さをうかがわせます。

一方、大学当局では労働契約法の改正に合わせ、非常勤教職員の雇用の新ルールを作ろうとしています。しかし、それはこれまで通り「有期雇用」を軸としたもので、5年ごとにすべての非常勤職員を一意欲・能力の如何に関わらず一雇い止めにするというものです。これは、法改正の趣旨に明らかに反しています。また、全職員の約半数を非常勤職員が占める中、5年ごとにすべての非常勤職員を解雇し、新人を雇い入れ、教育し、また5年たてば意欲・能力に関わらず一律解雇するという非効率なサイクルのせいで、どれだけの経験、時間、エネルギーが無駄に費やされているか。現場で働く教職員ならば、誰もが知っていることです。

そんな中、徳島大学では今年4月1日から（教員系を除く）有期雇用職員について雇用期限を撤廃するというニュースが飛び込んできました（『赤旗』ネット版3月18日付）。それによれば、徳島大では「最初の5年間は単年度契約とし、契約更新の際に継続審査を行うが、5年を超える労働期間となった場合には、労働者からの申し込みにより無期契約に転換するというもの」です。

注目すべきなのは、徳島大教職員組合が全職員を対象にアンケートを行い、その結果、「正規職員の約80%が『有期雇用職員の雇用期限は不都合』と回答した」ことです。このアンケート結果が徳島大学当局に画期的決断をさせる重要な要素になったことは確かでしょう。

埼玉大学でも、同じことができるはずですが、当局は法人化後のこの10年、非常勤職員の役割と位置づけが実際にどう推移してきたか、現場はどう考えているのかについて客観的な調査を行い、組合の提案に真摯に向き合うべきです。

★今、組合に入るのがおトク！組合費引下げのお知らせ★

「組合には興味がある、しかし組合費がいくらなのか気になる」という教職員の方に朗報です。給与の削減が行われる今年度、組合では「組合員の家計にやさしい組合」を目指し、組合費引下げを行います（2013年4月～2014年3月）。従来、本俸の0.75%（たとえば本俸が40万円の方なら3000円）が今年度は0.5%になります（本俸40万円なら2000円）。

組合員には本紙「ユニオンプレス」以外にもメールによる速報「ユニオンレター」などのサービスがあります。組合が大きくなることによって、大学当局ともより積極的な労使交渉が可能になります。他学部・他部署の人との出会いも魅力です。組合に入り議論と重ねて、大学をより働きやすい職場にしていきたいと思います。

埼玉大学教職員組合

〒338-0825 さいたま市桜区下大久保255

TEL/FAX 048-853-5609 内線3160 URL <http://19.pro.tok.com/~saidaikumiai/>

E-mail saikyoso@mail.saitama-u.ac.jp

組合事務室は生協第二食堂内 月火木金、午後12時～夕方5時 開室